

一般社団法人 都城青年会議所 太鼓部会規程

第1章 総則

(名称)

第1条 この部会は、一般社団法人都城青年会議所太鼓部会と称する。

(事務局)

第2条 この部会は、事務局を一般社団法人都城青年会議所の主たる事務所に置く。

(目的)

第3条 この部会は、都城市及びその周辺の地域の行事に積極的に参加し、青年会議所活動の魅力を広く発信することを目的とする。

(事業)

第4条 この部会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 各種行事への参加
- (2) 部会員の技術の向上
- (3) 部会員交流会の開催

第2章 部会員及び部会役員

(組織)

第5条 この部会は、一般社団法人都城青年会議所正会員のうち部会の趣旨に賛同した者及び入会后1年未満の者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

(入退会)

第6条 この部会への入退会は、個人の自由な意思に基づくものとする。

(参加義務)

第7条 部会員は、行事に参加するよう努めるものとする。ただし、入会后1年未満の正会員は参加するものとする。

(部会役員)

第8条 この部会には、部会長を1名置くものとし、副部会長、運営幹事及び会計幹事（以下、部会長と併せて「部会役員」という。）を若干名置くことができる。

2 部会役員は、理事会の承認を経て、正会員のうちから任免する。

3 部会役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(部会役員の任務)

第9条 部会長は、この部会を代表する。

2 部会役員は、この部会の健全な運営に努めるものとする。

第3章 管理及び保管

(管理保管)

第10条 この部会は、太鼓の管理及び保管について万全を期すものとする。

(貸出し)

第11条 太鼓の貸出しを希望する者は、借り受ける日の7日前までに、理事長に書面で申し込みをしなければならない。文書の様式は別途定める。

2 前項の申込みがあった場合には、理事長は部会長の同意を得て貸出しの許可を行うものとする。

3 貸出期間は3日以内とする。ただし、理事長及び部会長が特に必要と認めた場合には、この限りでない。

4 貸出期間中における太鼓の毀損については、借り受けた者が一切の責任を負うものとする。

(料金等)

第12条 1日当たりの太鼓の貸出料金は次のとおりとする。

- (1) 4尺締め太鼓 5,000円/個
- (2) 1尺半宮太鼓 3,000円/個

2 出演及び搬入出並びにこれらに関する料金は、部会長が理事長の同意を得て決定し、理事会に報告する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、この部会に必要な事項は、理事会の決議により定める。

附則（平成30年12月4日改正）

この規程は、総会の承認を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項第4号に定める公益認定の取消しの処分を受けた日から施行する。

総会承認日 平成30年6月28日

取消処分日 平成30年12月 日

一般社団法人 都城青年会議所 野球部会規程

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この部会は、一般社団法人都城青年会議所野球部会と称する。

(事務局)

第2条 この部会は、事務局を一般社団法人都城青年会議所の主たる事務所に置く。

(目 的)

第3条 この部会は、LOM内親睦と健康増進に主眼を置き、他LOMとの交流を通じて会議所活動の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この部会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 九州地区JC野球大会宮崎ブロック大会への参加
- (2) 野球部会会員交流会の開催
- (3) 他LOM、他団体との交流会
- (4) その他目的達成に必要な事業

第2章 部会員及び部会役員

(組 織)

第5条 この部会は、一般社団法人都城青年会議所正会員のうち部会の趣旨に賛同した者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

(入退会)

第6条 この部会への入退会は、個人の自由な意思に基づくものとする。

(部会役員)

第7条 この部会には、部会長を1名置くものとし、副部会長、運営幹事及び会計幹事（以下、部会長と併せて「部会役員」という。）を若干名置くことができる。

2 部会役員は、理事会の承認を経て、正会員のうちから任免する。

3 部会役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(部会役員の任務)

第8条 部会長は、この部会を代表する。

2 部会役員は、この部会の健全な運営に努めるものとする。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この部会に必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則（平成30年12月4日改正）

この規程は、総会の承認を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項第4号に定める公益認定の取消しの処分を受けた日から施行する。

総会承認日 平成30年6月28日

取消処分日 平成30年12月 日

一般社団法人 都城青年会議所 サッカー部会規程

第1章 総則

(名称)

第1条 この部会は、一般社団法人都城青年会議所サッカー部会と称する。

(事務局)

第2条 この部会は、事務局を一般社団法人都城青年会議所の主たる事務所に置く。

(目的)

第3条 この部会は、LOM内親睦と健康増進に主眼を置き、他LOMとの交流を通じて会議所活動の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この部会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 九州地区J Cサッカー選手権大会及び全国大会への参加
- (2) サッカー部会会員交流会の開催
- (3) 他LOM及び他団体との交流会
- (4) その他目的達成に必要な事業

第2章 部会員及び部会役員

(組織)

第5条 この部会は、一般社団法人都城青年会議所正会員のうち部会の趣旨に賛同した者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

(入退会)

第6条 この部会への入退会は、個人の自由な意思に基づくものとする。

(部会役員)

第7条 この部会には、部会長を1名置くものとし、副部長、運営幹事及び会計幹事（以下、部会長と併せて「部会役員」という。）を若干名置くことができる。

2 部会役員は、理事会の承認を経て、正会員のうちから任免する。

3 部会役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(部会役員の任務)

第8条 部会長は、この部会を代表する。

2 部会役員は、この部会の健全な運営に努めるものとする。
(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この部会に必要な事項は、理事会の決議により定める。

附則（平成30年12月4日改正）

この規程は、総会の承認を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項第4号に定める公益認定の取消しの処分を受けた日から施行する。

総会承認日 平成30年6月28日

取消処分日 平成30年12月 日